

## 2 用語の解説

### ➤ 内ベースと民ベース

内ベースとは属地主義であり、民ベースとは属人主義である。前者は、生産活動に携わった人の勤務地に着目して推計するもので、「市町村内総生産」で把握する。一方、後者は生産活動に携わった人の居住地に着目して推計するもので、「市町村民所得」及び「家計所得」で把握する。なお、ここでいう「人」とは個人のみならず、法人企業、政府機関等経済主体全般を指す。

### ➤ 純(ネット)と総(グロス)

「固定資本減耗」を含んで評価したものを「総(グロス)概念」といい、含めないで評価したものを「純(ネット)概念」という。

### ➤ 固定資本減耗

建物、機械設備等の固定資産は、生産過程における利用による摩耗や、年月の経過による老朽化、陳腐化等により、その価値が減少する。こうした資産価値の減少分を「固定資本減耗」という。

建物や機械設備の減耗分として評価される減価償却費と、通常生じる程度の事故による損害(資本偶発損)を評価した額を含み、固定資産を代替するための費用として、総生産の一部を構成する。

### ➤ 輸入品に課される税・関税

「関税」、「輸入品商品税」からなり、輸入した事業所所在の県で計上されるもの。各産業部門が負担しているにもかかわらず、各産業への格付けが難しいため、欄外で一括計上して加算している。

### ➤ (控除)総資本形成に係る消費税

各産業部門の設備投資及び在庫投資に係る消費税控除額(仕入税額控除額)のこと。消費税申告の際、生産に必要な設備投資に係る消費税は、経費として消費税課税対象額から控除できる(仕入税額控除額)こととなっている。推計方法を県民経済推計に準じていることから、各産業部門で一括して控除している。

### ➤ 補助金

次の3つの条件を満たす経常交付金をいう。①企業に対して支払われるもの、②企業の経常費用を賄うために交付されるもの、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるもの。

公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰り入れも補助金に含まれる。

### ➤ 営業余剰・混合所得

「営業余剰」とは、生産における企業の貢献分として分配されるもので、市町村内純生産(要素費用表示)から雇用者報酬を引いた残差として求められ、企業会計の営業利益に相当する。なお、「混合所得」とは、家計のうち個人企業の分であり、その中に家族従業者への労働報酬と営業余剰とが混在しているため、営業余剰(家計においては持ち家分)とは区別される。

※  $\boxed{\text{営業余剰・混合所得}} + \boxed{\text{財産所得の受け払い}} = \boxed{\text{企業所得(企業会計の経常利益に近い)}}$

➤ **市場価格表示と要素費用表示**

市場価格表示とは市場における売買価格をいい、要素費用表示とは、財貨・サービスの生産のために用いられた労働・資本などの生産要素に対する費用をいう。両者には、以下の関係がある。

$$\boxed{\text{市場価格表示の純生産}} = \boxed{\text{要素費用表示の純生産}} + \boxed{\text{生産・輸入品に課される税}} - \boxed{\text{補助金}}$$

➤ **帰属計算**

財貨・サービスの提供又は享受に際して、実際にはその対価の支払が行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのように擬制して計算を行うことを帰属計算という。代表的な例としては、自己生産物の消費や投資、自己所有住宅(持ち家)の帰属家賃等があり、その範囲は国民経済計算及び県民経済計算上の約束として決まっている。

例えば、住宅自己所有者は自分自身を賃借人とする住宅賃貸業を営んでいるものとされ、帰属家賃は生産面では不動産業を営む個人企業の生産額に含まれ、分配面では個人企業所得(持ち家)に含まれる。

➤ **公的企業**

公的に所有あるいは支配されている企業で、商法、その他の法律等により法人格をもつ公的法人企業及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなる。

公的企業の例として、日本銀行、ゆうちょ銀行、日本政策金融公庫、国立病院機構、JR貨物(株)、西日本高速道路(株)、日本電信電話(株)などがある。

なお、完全民営化を達成した場合などで、分類が民間法人企業に変わることがある。

➤ **給与住宅差額家賃**

社宅・公務員住宅等が市中家賃より低廉な家賃によって従業者に提供されている場合、従業者の支払家賃と市中平均家賃との差額を入居者が受け取った現物給与の一種とみなして計上する。

➤ **消費者負債利子**

消費者としての家計が支払った利子であり、市町村民所得の分配においては、家計の利子支払として計上する。なお、住宅ローンは、消費支出とみなさないため含まれない。

➤ **一人当たり市町村民所得**

市町村民所得を市町村の総人口(国勢調査年は国勢調査値、H18～H21年度及びH23～H26年度は国勢調査値による補間補正值、H28、H29年度は熊本県推計人口値)で除したもので、市町村経済の水準を表す指標として用いられる。

この市町村民所得には家計部門(個人)が受け取る所得だけではなく、法人部門の所得も含まれることや、総人口には生産活動に従事していない失業者や高齢者、子どもも含まれることから、個人の年収額とは単純に比較できない。